

## 業務仕様書

- 1 業務名 栗林公園商工奨励館本館エレベーター保守点検業務
- 2 業務場所 高松市栗林町 1-20-16 栗林公園
- 3 業務委託期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 4 対象設備 栗林公園商工奨励館本館エレベーター  
(パナソニック製ロープ式小型エレベーター  
XLワイドタイプ：製造者認証番号：製 010101Gcc030252)
- 5 委託業務の内容等
  - ①建築基準法第8条の規定に基づき設置設備の維持保全
    - ・定期点検（年4回）  
（専門技術者による性能及び機器点検）  
（給油・調整・清掃等保全作業）
    - ・法定検査（年1回）
  - ②その他
    - ・建築基準法第12条第3項に基づき法定検査結果の報告を実施すること。
    - ・各定期点検完了毎に報告書を提出すること。
    - ・故障、誤作動、機器不調等緊急事態発生の際の通報を受けた場合は速やかに適切な処理を行うこと。（24時間、365日無償対応すること）
    - ・停電時自動着床装置用バッテリーは無償で交換すること。
    - ・保守点検時、必要に応じ機器が正常かつ良好な機能状態を保てるようにするための部品交換を行うこと。この場合の部品代の負担については有償とする。  
（内容により別途協議を必要とする場合がある。）
    - ・再委託は禁止する。
    - ・機器等の部品等を備蓄するなどして、早急に修繕できるよう努めること。